

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「百分の三・〇二」を「百分の六・〇〇」に改める。
第一条の六中「百分の四・五五」を「百分の八・〇三」に改める。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

平成三十年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十一号

平成三十年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第五項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条 平成三十年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十四とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条 平成三十年度における法第三十四条第五項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条 平成三十年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の五十二・九五とする。

（特別負担調整基準率）

第四条 平成三十年度における法第三十八条第五項の政令で定める率は、百分の四十九・一八三〇九とする。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十二号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）附則第十一条第三項及び第八項並びに第十二条第八項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第九條第三項及び第八項並びに第十條第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第一条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を附則第九条とし、附則第六条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十年度の法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合）

第八条 平成三十年度の法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（平成三十年度の概算負担調整基準額）

第六条 平成三十年度の法附則第十一条第三項に規定する政令で定める額は、四万三千八百四円とする。

附則に次の一条を加える。

（平成三十年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合）

第十条 平成三十年度の法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第五条を附則第七条とし、附則第四条を附則第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十年度の法附則第九條第八項に規定する政令で定める割合）

第六条 平成三十年度の法附則第九條第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（平成三十年度の概算負担調整基準額）

第四条 平成三十年度の法附則第九條第三項に規定する政令で定める額は、四万三千八百四円とする。

附則に次の一条を加える。

（平成三十年度の法附則第十条第八項に規定する政令で定める割合）

第八条 平成三十年度の法附則第十条第八項に規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

附則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三